

平成 25 年 12 月第 4 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 招 集 告 示 | 11月22日(金) |
| (2) 開 会 | 12月 3日(火) |

2 提出案件

- | | |
|---------------|------|
| (1) 報 告 | 5 件 |
| 専決処分 | 5 件 |
| (2) 条 例 | 8 件 |
| (3) 予 算 | 7 件 |
| (4) 指定管理者の指定 | 1 件 |
| (5) 財 産 の 取 得 | 1 件 |
| (6) 市道の路線の認定 | 1 件 |
| (7) 訴 え の 提 起 | 1 件 |
| 計 | 24 件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 5件】

- 1 報告第31号 専決処分の承認について (平成25年度土浦市一般会計補正予算(第4回))
- 2 報告第32号 専決処分の承認について (平成25年度土浦市一般会計補正予算(第5回))
- 3 報告第33号 専決処分の承認について (和解について)
- 4 報告第34号 専決処分の報告について (和解について)
- 5 報告第35号 専決処分の報告について (和解について)

議案

【条例 8件】

- 1 議案第80号 土浦市税条例の一部改正について
- 2 議案第81号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 3 議案第82号 土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について
- 4 議案第83号 土浦市営住宅条例の一部改正について
- 5 議案第84号 土浦市駐車場条例の一部改正について
- 6 議案第85号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 7 議案第86号 土浦市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 8 議案第87号 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

【予算 7件】

- 1 議案第88号 平成25年度土浦市一般会計補正予算(第6回)
- 2 議案第89号 平成25年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 3 議案第90号 平成25年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 4 議案第91号 平成25年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第92号 平成25年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 6 議案第93号 平成25年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)
- 7 議案第94号 平成25年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)

【指定管理者の指定 1件】

- 1 議案第95号 土浦市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

【財産の取得 1件】

- 1 議案第96号 財産の取得について(新消防庁舎用地)

【市道の認定 1件】

- 1 議案第97号 市道の路線の認定について

【訴えの提起 1件】

1 議案第98号 訴えの提起について

平成 25 年第 4 回市議会定例会 報告

【報 告 5 件】

1 報告第 3 1 号 専決処分の承認について（平成 2 5 年度 土浦市一般会計補正予算 （第 4 回））

☆予算総括表

千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	52,532,852	5,280	52,538,132
合 計(全会計)	90,679,037	5,280	90,684,317

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	97,399	5,280	102,679
	合 計	52,532,852	5,280	52,538,132
歳出	総務費	5,153,708	5,280	5,158,988
	合 計	52,532,852	5,280	52,538,132

専決処分日 平成 25 年 9 月 19 日

☆補正予算の内容

○総務費

【故助川弘之前市長の市政功勞に対し、準市葬を執り行うことによる、諸費用の増…5,280 千円】

2 報告第 3 2 号 専決処分の承認について（平成 2 5 年度 土浦市一般会計補正予算 （第 5 回））

☆予算総括表

千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	52,538,132	△ 81,752	52,456,380
合 計(全会計)	90,684,317	△ 81,752	90,602,565

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰入金	97,399	△ 8,952	88,447
	市債	8,325,600	△ 72,800	8,252,800
	合 計	52,538,132	△ 81,752	52,456,380
歳出	教育費	7,183,484	△ 81,752	7,101,732
	合 計	52,538,132	△ 81,752	52,456,380

専決処分日 平成 25 年 10 月 23 日

☆補正予算の内容

○教育費

- ・川口運動公園整備事業費【川口運動公園サブグラウンドの雨水排水改修工事費の増…15,330千円】
- ・水郷プール整備事業【施設解体工事の契約締結による工事費確定に伴う予算額の減…△97,082千円】

3 報告第33号 専決処分の承認について(和解について)

公用車に係る人身事故の和解

事故発生年月日	平成24年11月15日 午前11時40分頃
事故発生場所	土浦市真鍋一丁目12番 地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(中学校用務中)が交差点に進入した際、右側から進入してきた相手方の車両左側部に接触し車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 1,274,915円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年9月24日

4 報告第34号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成25年5月24日 午前11時40分頃
事故発生場所	水戸市米沢町89番地先
① 相手方	龍ヶ崎市 女性
原因・状況等	公用車(農林水産課用務中)が信号で、停車中の相手方車両に追突し(3台の玉突き中、公用車から2台目)、車両の一部を破損させた。
和解内容	損害賠償額 480,583円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年6月21日
② 相手方	常総市 男性
原因・状況等	公用車(農林水産課用務中)が信号で、停車中の相手方車両に追突し(3台の玉突き中、公用車から3台目)、相手方車両内の携帯電話を破損させた。
和解内容	損害賠償額 25,935円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年7月29日
③ 相手方	常総市 男性
原因・状況等	公用車(農林水産課用務中)が信号で、停車中の相手方車両に追突し(3台の玉突き中、公用車から3台目)、車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 895,686円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年8月15日
④ 相手方	水戸市 男性
原因・状況等	公用車(農林水産課用務中)が信号で、停車中の相手方車両に追突し(3台の玉突き中、公用車から1台目)、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 464,330円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年9月12日

5 報告第35号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成25年9月24日 午前12時00分頃
事故発生場所	土浦市下高津一丁目20-35地内 市役所駐車場内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車(環境衛生課用務中)が市役所駐車場内に、駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部を破損させた。
和解内容	土浦市の損害賠償額 43,824円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成25年11月18日

平成 25 年第 4 回市議会定例会 議案

【条 例 8 件】

1 議案第 80 号 土浦市税条例の一部改正について

改正の趣旨	地方税法の一部改正等に伴う所要の改正																																																																				
改正の主な内容	<p>①個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに伴う改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>・年金支給の際に徴収される税額の平準化を図るため、年金特別徴収額の算定方法について、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額)の 1/2 とする</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正前 仮徴収額 = 前年度の本徴収額 ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月) </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正後 仮徴収額 = (前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月) </td> </tr> </table> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年税額</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>仮徴収額 (4. 6. 8月)</th> <th>本徴収額 (10. 12. 2月)</th> <th>仮徴収額 (4.6.8月)</th> <th>本徴収額 (10. 12. 2月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>n</td> <td>60,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>n+1</td> <td>36,000円 <small>医療費控除の増など</small></td> <td>10,000円</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>n+2</td> <td>60,000円</td> <td>2,000円</td> <td>18,000円</td> <td>6,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>n+3</td> <td>60,000円</td> <td>18,000円</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">一度生じた不均衡が解消しない</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年額が2年連続で同額の場合、均等する</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>・特別徴収対象年金所得者が他市町村に転出した場合の当該年度の住民税の納付方法について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正前 特別徴収を中止 (納付書で納付) </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正後 特別徴収を継続 </td> </tr> </table> </div> <p>②金融商品(公社債等の利子)に係る損益通算範囲を拡大するとともに、課税方式の変更に伴う所要の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td></td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公社債等</td> <td style="text-align: center;">利子</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">源泉分離課税(5%)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">} 損益通算して 申告分離課税 (5%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">譲渡損益</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">上場株式等</td> <td style="text-align: center;">配当</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">} 損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">} 損益通算して 申告分離課税 (5%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">譲渡損益</td> </tr> </table> <p>③軽自動車税の減免基準の改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>・歩行が困難な身体障害者等と生計同一のものが所有する軽自動車税の減免における、当該身体障害者等の年齢制限について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正前 18歳未満 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正後 年齢制限廃止 </td> </tr> </table> </div>	改正前 仮徴収額 = 前年度の本徴収額 ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月)	⇒	改正後 仮徴収額 = (前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月)	年度	年税額	改正前		改正後		仮徴収額 (4. 6. 8月)	本徴収額 (10. 12. 2月)	仮徴収額 (4.6.8月)	本徴収額 (10. 12. 2月)	n	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	n+1	36,000円 <small>医療費控除の増など</small>	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円	n+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円	n+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円	一度生じた不均衡が解消しない				年額が2年連続で同額の場合、均等する		改正前 特別徴収を中止 (納付書で納付)	⇒	改正後 特別徴収を継続			改正前		改正後	公社債等	利子	源泉分離課税(5%)		} 損益通算して 申告分離課税 (5%)	譲渡損益	非課税		上場株式等	配当	} 損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)		} 損益通算して 申告分離課税 (5%)	譲渡損益	改正前 18歳未満	⇒	改正後 年齢制限廃止
改正前 仮徴収額 = 前年度の本徴収額 ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月)	⇒	改正後 仮徴収額 = (前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3 (4. 6. 8月) 本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3 (10. 12. 2月)																																																																			
年度	年税額	改正前		改正後																																																																	
		仮徴収額 (4. 6. 8月)	本徴収額 (10. 12. 2月)	仮徴収額 (4.6.8月)	本徴収額 (10. 12. 2月)																																																																
n	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円																																																																
n+1	36,000円 <small>医療費控除の増など</small>	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円																																																																
n+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円																																																																
n+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円																																																																
一度生じた不均衡が解消しない				年額が2年連続で同額の場合、均等する																																																																	
改正前 特別徴収を中止 (納付書で納付)	⇒	改正後 特別徴収を継続																																																																			
		改正前		改正後																																																																	
公社債等	利子	源泉分離課税(5%)		} 損益通算して 申告分離課税 (5%)																																																																	
	譲渡損益	非課税																																																																			
上場株式等	配当	} 損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)		} 損益通算して 申告分離課税 (5%)																																																																	
	譲渡損益																																																																				
改正前 18歳未満	⇒	改正後 年齢制限廃止																																																																			
施行日	①平成 28 年 10 月 1 日 ②平成 29 年 1 月 1 日 ③平成 26 年 4 月 1 日																																																																				

2 議案第81号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

改正の趣旨	地方税法の一部改正等に伴う所要の改正																
改正の主な内容	<p>○金融商品(公社債等の利子)に係る損益通算範囲を拡大するとともに、課税方式の変更に伴う所要の改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公社債等</td> <td>利子</td> <td>源泉分離課税(5%)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">} 損益通算して 申告分離課税 (5%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上場株式等</td> <td>配当</td> <td rowspan="2">損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> </tr> </tbody> </table>			改正前		改正後	公社債等	利子	源泉分離課税(5%)	}	} 損益通算して 申告分離課税 (5%)	譲渡損益	非課税	上場株式等	配当	損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)	譲渡損益
		改正前		改正後													
公社債等	利子	源泉分離課税(5%)	}	} 損益通算して 申告分離課税 (5%)													
	譲渡損益	非課税															
上場株式等	配当	損益通算して 申告分離課税(5%) (ただしH25まで特例3%)															
	譲渡損益																
施行日	平成29年1月1日																

3 議案第82号 土浦市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」の指定管理期間についての改正						
改正の主な内容	<p>○指定管理期間についての短縮</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td></td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">5年 (他の施設の指定管理期間・実態と合わせる)</td> </tr> </table> <p>【参考】</p> <p>○公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針(平成17年8月土浦市策定) 「指定の期間は、管理の効率化と競争性の確保の観点から原則5年間とするものとする」</p>	改正前		改正後	10年	⇒	5年 (他の施設の指定管理期間・実態と合わせる)
改正前		改正後					
10年	⇒	5年 (他の施設の指定管理期間・実態と合わせる)					
施行日	平成26年4月1日						

4 議案第83号 土浦市営住宅条例の一部改正について

改正の趣旨	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正に伴う所要の改正
改正の主な内容	<p>○市営住宅の入居者資格の親族同居要件を不要とする適用対象者の拡大</p> <p>改正前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻関係にある者，又はあつた者から暴力をうけた被害者 ・ 事実婚関係にある者，又はあつた者から暴力を受けた被害者 </div> <p>改正後</p> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻関係にある者，又はあつた者から暴力をうけた被害者 ・ 事実婚関係にある者，又はあつた者から暴力を受けた被害者 ・ 【追加】生活の本拠を共にする(していた)交際相手から暴力を受けた被害者 </div>
施行日	平成26年1月3日(法律の公布の日である平成25年7月3日から6ヶ月後)

5 議案第84号 土浦市駐車場条例の一部改正について

改正の趣旨	神立駅西口地区土地区画整理事業の公共用地先行取得による，土浦市神立駅西口駐車場を売却(平成26年3月予定)するため当該地を条例から削除するための改正						
改正の主な内容	<p>○条例における土浦市神立駅西口駐車場の位置付け等についての削除</p> <p>改正前</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>名称</td> <td>土浦市神立駅西口駐車場</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>土浦市神立中央1丁目1番</td> </tr> <tr> <td>駐車料料金</td> <td>区分・金額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 0 20px;">⇒</p> <p>改正後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>削除</p> </div>	名称	土浦市神立駅西口駐車場	位置	土浦市神立中央1丁目1番	駐車料料金	区分・金額
名称	土浦市神立駅西口駐車場						
位置	土浦市神立中央1丁目1番						
駐車料料金	区分・金額						
施行日	平成26年3月1日						

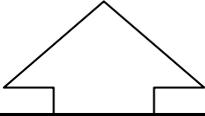
6 議案第85号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	入所児童数の増加に伴い、神立小学校の児童クラブを増設することに伴う改正							
改正の主な内容	<p>○神立小学校の児童クラブの追加</p> <p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">神立小学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">土浦市中神立町4番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">神立小学校第2児童クラブ</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</p> <p>改正後</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">神立小学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">土浦市中神立町4番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">神立小学校第2児童クラブ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 新設クラブ → 神立小学校第3児童クラブ </td> </tr> </table>	神立小学校第1児童クラブ	土浦市中神立町4番地	神立小学校第2児童クラブ	神立小学校第1児童クラブ	土浦市中神立町4番地	神立小学校第2児童クラブ	新設クラブ → 神立小学校第3児童クラブ
神立小学校第1児童クラブ	土浦市中神立町4番地							
神立小学校第2児童クラブ								
神立小学校第1児童クラブ	土浦市中神立町4番地							
神立小学校第2児童クラブ								
新設クラブ → 神立小学校第3児童クラブ								
施行日	平成26年1月1日							

7 議案第86号 土浦市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

<p>制定の趣旨</p>	<p>清掃センターの基幹的施設整備を行うことから、県知事に施設の変更届提出に当り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により生活環境調査を実施し、条例で定めるところによりその調査結果を住民に対して縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与するとされているため、所要の手続きを規定するための制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<div style="text-align: center;"> <p>一般廃棄物処理施設の設置(変更)届と条例の関係</p> <pre> graph TD A[届出(県知事)] --> B[施設の周辺地域の生活環境への影響を調査] B --> C[調査結果の縦覧] D[住民からの意見書の提出] --> C C --> E[生活環境調査結果等を添付し県知事へ設置(変更)届提出 ・設置(変更)計画書 ・維持管理計画書 ・生活環境調査結果等] E --> F[施設の運営開始] </pre> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>縦覧の告示に関する事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称 ・ 施設の設置場所 ・ 施設の種類 ・ 施設の処理する廃棄物の種類 ・ 施設の能力 ・ 実施した影響調査項目 ・ 縦覧の場所及び期間 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>意見書の告示に関する事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出先 ・ 提出期限 </div> </div>
<p>施行日</p>	<p>公布の日</p>

8 議案第87号 土浦市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

<p>制定の趣旨</p>	<p>水道法の規制を受けない小規模な水道施設等及び飲用井戸に関する衛生管理等について、県条例の規定から市町村の条例に移譲されることに伴う制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<div style="text-align: center;"> <div data-bbox="486 369 1313 990" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">条例の対象となる水道施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易専用水道 (市町村等の水道事業から供給を受け受水槽が 10 m³超) ・ 小簡易専用水道 (市長村等の水道事業から供給を受け受水槽が 5～10 m³以下) ・ 小規模水道 (地下水を使用し給水人口 50 人～100 人) (地下水を使用し給水人口 50 人以上の特定の施設に給水) (地下水を使用し賃貸住宅に給水) ・ 飲用井戸 (地下水を使用し給水人口 50 人未満の主に個人の井戸) </div> <div style="margin: 20px 0;">  </div> <div data-bbox="670 1133 1074 1541" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">条例で規定する主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者の責務 ・ 水質基準 ・ 施設基準 ・ 布設工事に関する基準 ・ 水質検査・衛生上の措置 ・ 立入検査 ・ 罰則 </div> </div>
<p>施行日</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>

【予 算 7 件】

- 1 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度土浦市一般会計補正予算(第 6 回)
- 2 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)
- 3 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)
- 4 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第 2 回)
- 5 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 6 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 7 議案第 9 4 号 平成 2 5 年度土浦市水道事業会計補正予算(第 1 回)

★予算総括表

千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	52,456,380	745,403	53,201,783
国民健康保険	15,606,256	9,571	15,615,827
後期高齢者医療	1,340,667	△ 4,702	1,335,965
介護保険	8,951,957	△ 13,655	8,938,302
下水道事業	7,054,623	△ 99,826	6,954,797
駅前再開発事業	110,495	10,337	120,832
水道事業	4,410,821	△ 13,482	4,397,339
合 計(全会計)	90,602,565	633,646	91,236,211

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	6,526,030	173,297	6,699,327
	県支出金	2,763,954	80,867	2,844,821
	寄付金	1,002	1,000	2,002
	繰越金	102,679	230,639	333,318
	諸収入	2,696,236	50,000	2,746,236
	市債	8,252,800	209,600	8,462,400
	合 計	52,456,380	745,403	53,201,783
歳出	議会費	402,706	△ 2,686	400,020
	総務費	5,158,988	△ 23,451	5,135,537
	民生費	15,878,114	242,873	16,120,987
	衛生費	3,639,859	△ 22,692	3,617,167
	農林水産業費	809,805	△ 4,131	805,674
	商工費	1,004,896	64,091	1,068,987
	土木費	9,538,673	173,550	9,712,223
	消防費	2,347,493	△ 9,876	2,337,617
	教育費	7,101,732	327,725	7,429,457
	合 計	52,456,380	745,403	53,201,783

☆ 補正予算の主なもの

○民生費

- ・ 障害者自立支援給付費支給事業【障害者総合支援法による障害者に基づくサービス利用増による扶助費の増…244,156 千円】

- ・ 保育所管理運営事業【保育士の処遇改善に取り組む私立保育所への補助金の増…17,643 千円】

○衛生費

- ・ し尿処理施設維持管理事業【衛生センターの 2 号ポンプ更新事業による工事費の増…5,900 千円】

○農業費

- ・ 畜産振興関係事業【農業者団体への畜産振興のためのホイールローダー購入に係る補助金の増…1,033 千円】

○商工費

- ・ 国民宿舎「水郷」施設改修事業【霞浦の湯の施設及び駐車場改修に係る工事費の増…16,300 千円】

○土木費

- ・ 道路維持補修事業【木田余立体橋の伸縮装置の経年劣化に対する補修費の増…24,000 千円】
- ・ まちづくりファンド事業【市民・団体の寄付金・市費・民間都市開発推進機構の出資を原資として協働のまちづくり基金の設立のための積立金の増…151,000 千円】

○教育費

- ・ 小・中学校の適正規模・適正配置推進事業【穴塚小学校の閉校に伴う記念式典のための補助金等の増…2,286 千円】
- ・ 中学校施設エアコン整備事業【国庫交付金の交付決定を受け、来年度夏期に向け全中学校にエアコンを整備するための工事費の増…330,898 千円】

○その他

- ・ 人件費【平成 25 年度の人事異動等に伴う人件費の減…△115,428 千円】

【指定管理者の指定 1 件】

1 議案第 9 5 号 土浦市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

施設の名称	団体の名称	指定期間
土浦市勤労者総合福祉センター 土浦市木田余東台四丁目 1 番 1 号	一般財団法人 土浦市産業文化事業団	H26. 4. 1～ H31. 3. 31

☆ 指定管理委託に係る債務負担行為について

事項	期間	限度額
土浦市勤労者総合福祉センター 指定管理料	平成 26 年度から 平成 30 年度まで	160,000 千円

【参考】

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【財産の取得 1件】

1 議案第96号 財産の取得について(新消防庁舎用地)

区 分	事 項
買 収 の 目 的	新消防庁舎用地取得 (市道含む)
土地の所在地	土浦市田中町2071番1 外19筆
地 目	田 外
面 積	12,840.86㎡
買 収 の 方 法	随意契約
買 収 価 格	136,037,415円
買収の相手方	地権者9名

【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い
(土地については、1件5,000㎡以上のものに限る。)

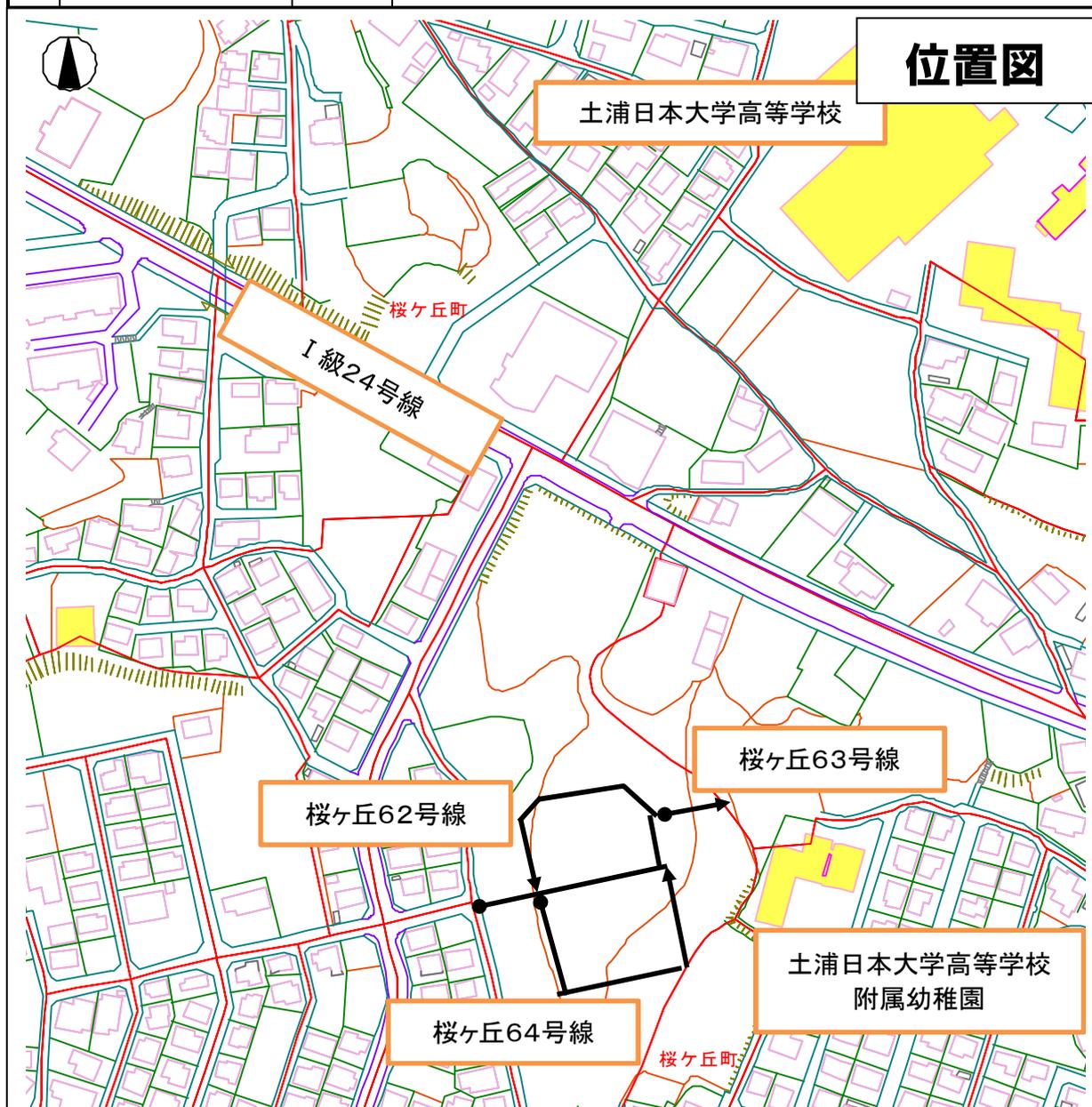
【市道の路線の認定 1件】

1 議案第97号 市道の路線の認定について

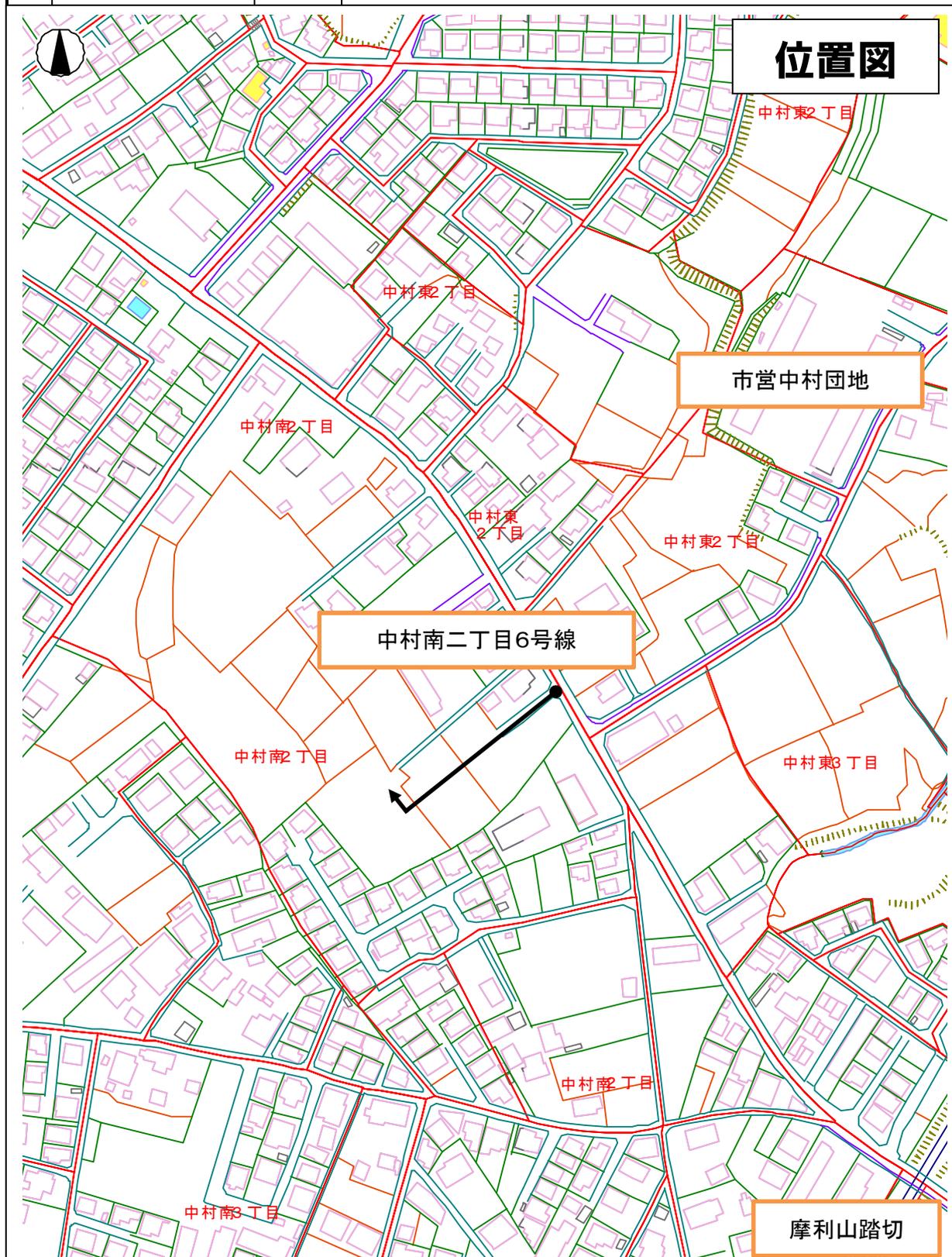
1	神立中央三丁目 26号線	概要	民間会社の開発行為(10区画)による認定
		起点	自 神立中央三丁目 4011-889
		終点	至 神立中央三丁目 4011-893
		幅員	6.00m
		延長	44.95m



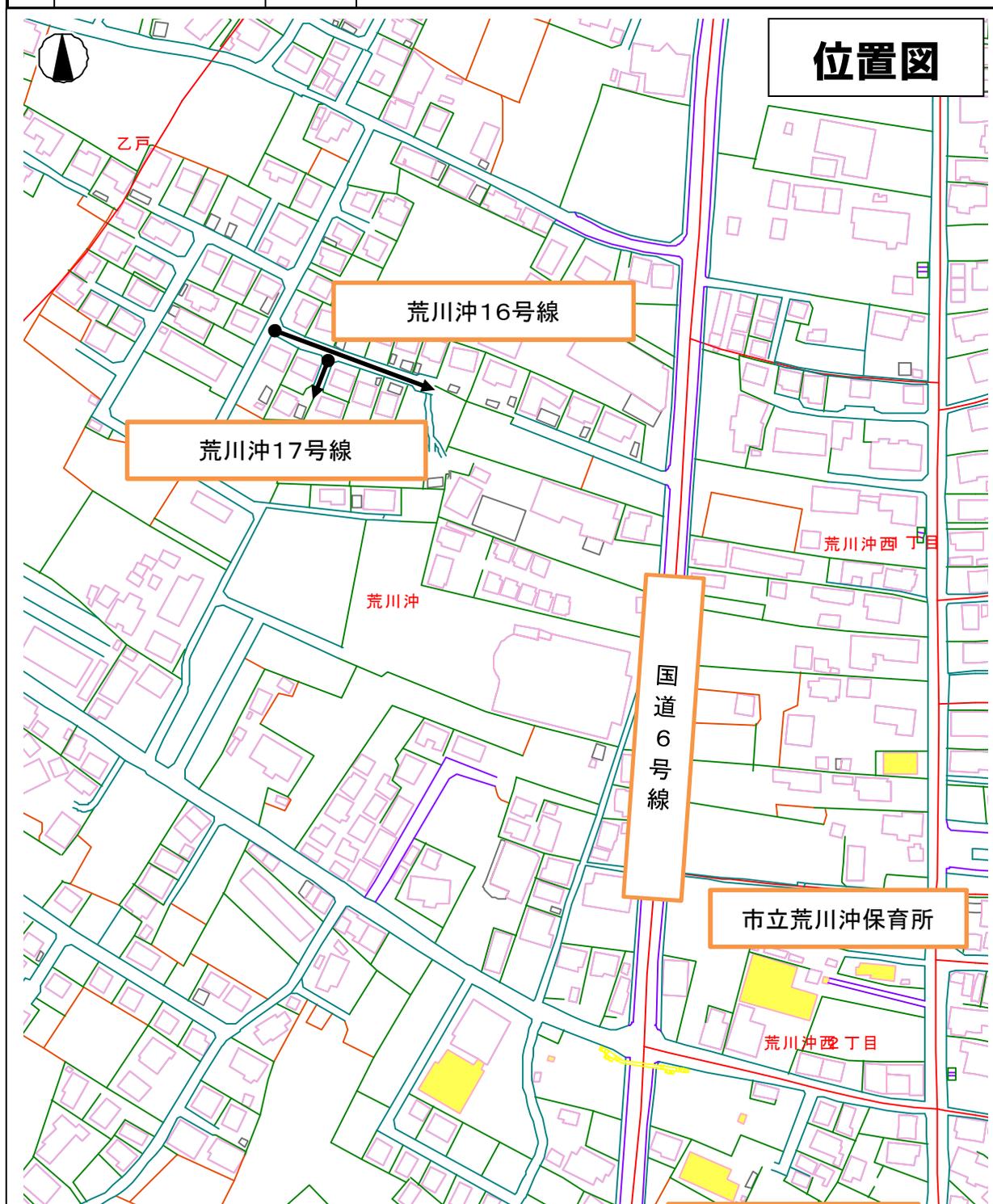
2	桜ヶ丘 62 号線	概要	民間会社の開発行為(28 区画)による認定
		起点	自 桜ヶ丘 967-7
		終点	至 桜ヶ丘 967-11
		幅員	6.00m
		延長	195.70m
3	桜ヶ丘 63 号線	概要	民間会社の開発行為(28 区画)による認定
		起点	自 桜ヶ丘 967-19
		終点	至 桜ヶ丘 973-5
		幅員	6.00m
		延長	36.00m
4	桜ヶ丘 64 号線	概要	民間会社の開発行為(28 区画)による認定
		起点	自 桜ヶ丘 967-8
		終点	至 桜ヶ丘 967-29
		幅員	6.00m
		延長	91.15m



5	中村南二丁目 6 号 線	概要	個人の開発行為(24 区画)による認定
		起点	自 中村南二丁目 1421-7
		終点	至 中村南二丁目 1421-27
		幅員	6.00m
		延長	110.74m



6	荒川沖 16 号線	概要	民間会社の開発行為(12 区画)による認定
		起点	自 荒川沖 481-18
		終点	至 荒川沖 481-11
		幅員	6.00m
		延長	76.16m
7	荒川沖 17 号線	概要	民間会社の開発行為(12 区画)による認定
		起点	自 荒川沖 481-18
		終点	至 荒川沖 481-17
		幅員	6.00m
		延長	13.50m

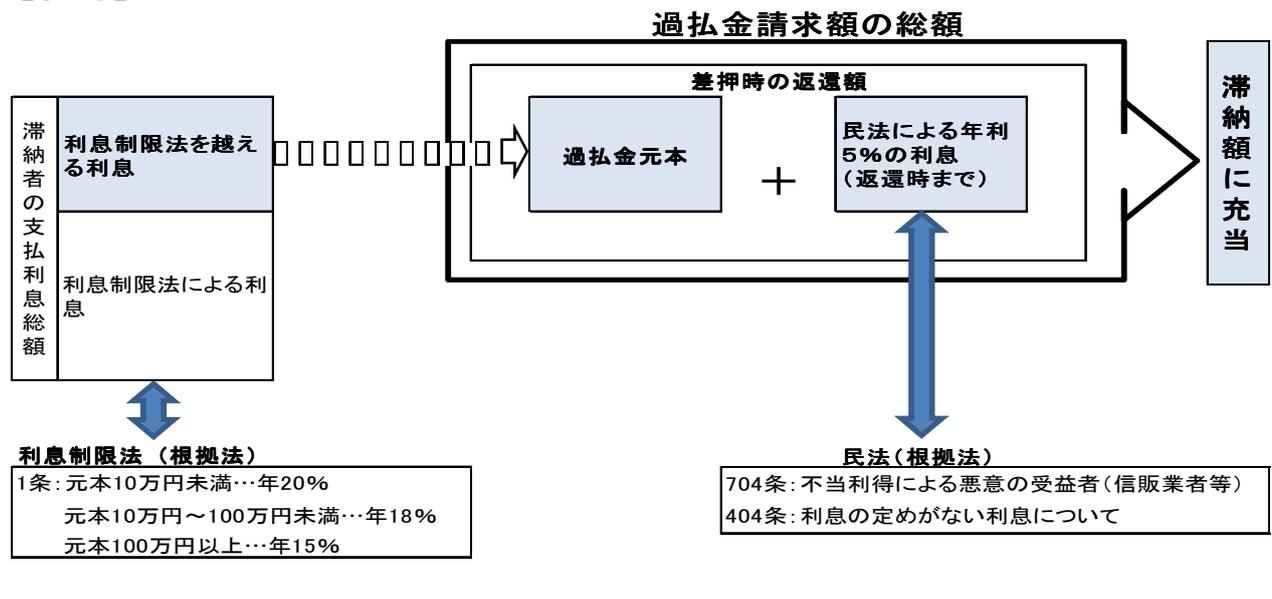


【訴えの提起 1件】

1 議案第98号 訴えの提起について

訴えの趣旨	差押えた市税滞納者の信販業者に対する不当利得（過払金）返還請求権について、履行に応じない第三債務者（信販業者）に対する訴えの提起																												
請求の相手方	東京都中央区銀座四丁目12番15号 SMBC コンシューマーファイナンス(旧プロミス)株式会社																												
請求の内容	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: black; color: white;">請 求 額</th> <th style="background-color: black; color: white;">下記滞納額に充当</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">・甲乙は滞納者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 2px solid blue;">甲</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,181,931円</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,600,600円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 2px solid blue;">乙</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,008,126円</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,568,300円</td></tr> </table> </td> </tr> </table> </div>	請 求 額		下記滞納額に充当	・甲乙は滞納者			甲	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,181,931円</td></tr> </table>	過払金元本	2,181,931円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table>	+	返還時までに発生する利息5%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,600,600円</td></tr> </table>	⇒	滞納額(H25.10末現在)	6,600,600円	乙	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,008,126円</td></tr> </table>	過払金元本	3,008,126円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table>	+	返還時までに発生する利息5%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,568,300円</td></tr> </table>	⇒	滞納額(H25.10末現在)	4,568,300円
請 求 額		下記滞納額に充当																											
・甲乙は滞納者																													
甲	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,181,931円</td></tr> </table>	過払金元本	2,181,931円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table>	+	返還時までに発生する利息5%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,600,600円</td></tr> </table>	⇒	滞納額(H25.10末現在)	6,600,600円																			
過払金元本																													
2,181,931円																													
+																													
返還時までに発生する利息5%																													
⇒																													
滞納額(H25.10末現在)																													
6,600,600円																													
乙	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">過払金元本</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,008,126円</td></tr> </table>	過払金元本	3,008,126円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">+</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">返還時までに発生する利息5%</td></tr> </table>	+	返還時までに発生する利息5%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">⇒</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">滞納額(H25.10末現在)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,568,300円</td></tr> </table>	⇒	滞納額(H25.10末現在)	4,568,300円																			
過払金元本																													
3,008,126円																													
+																													
返還時までに発生する利息5%																													
⇒																													
滞納額(H25.10末現在)																													
4,568,300円																													

【参考】



【参考】

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第12号以外は省略）

十二 普通地方公共団体がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起

（中略）、和解（中略）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。